学校生活について

学校のルールを守ったうえで、授業を第一に優先する。

1　登下校について

(1) 体操服やスリッパ履き等での登下校は禁止する。

(2) 自転車には学校指定のステッカーを貼り、学年別自転車置き場に駐輪する。

(3) 交通マナー・公衆道徳を守り、人に迷惑をかけないようにする。

(4) 登校後は無断で外出しない。

(5) 欠席、遅刻、早退は保護者から連絡を入れてもらう。

① 遅刻してきた場合には、所定の場所で入室許可証をもらい、授業担当者の許可を得て授業に入る。

② 早退の際は担任の許可を得、帰宅したら学校に電話連絡をする。

(6)下校時刻は 5 時とし、土・日曜日および祝日等の休日は原則として登校しない。クラブ活動やクラス活動等は顧問や担任等の許可を得て行う。

2　服装等について

(1) 制服は、常時正しく着用すること。制服や体操服は本校指定のものを使用し、他校の物や変形等の手を加えた物は認めない。

① 白のカッター・ブラウス、季節によりブレザーを着用する。

② 校内での式典や講演、校外での行事は学校指定のカッター・ブラウスを着用し、ネクタイまたはリボンをつける。

③ スカート下の長ジャージは禁止とする。

④ ブレザーの中、カッターシャツ、ブラウスの上には、カーディガン・セーター･ベストは無地またはワンポイントのものに限り着用しても良い。（ただし、カッター・ブラウスが見えること。トレーナー・パーカーは禁止とする。）

⑤ズボン、スカートの外にシャツ・ブラウスを出すことは禁止とする。

⑥スカートを巻いて短くすることは禁止とする。

⑦登下校における防寒着については、ブレザーを着用した上からとする。ただし、学校施設内ではブレザーの上からの防寒着は脱ぐようにし、教室内での着用は禁止とする。

⑧校舎内での帽子の着用は禁止とする。

(2) 身だしなみ

① 頭髪については、原則として地毛の状態とする。パーマ・染色・脱色・エクステンション・ヘアアイロン等での脱色等、またラインを入れるな

どの髪形は禁止とする。

② 装飾品（ネイル、マニキュア等を含む） や化粧は禁止する。

③入れ墨（タトゥー）は禁止する。

3 授業について

(1) 制服（授業によっては体操服）を正しく着用し、授業の開始のチャイムが鳴る前に授業場所に移動を完了して決められた座席に着く。

(2) 開始時に挨拶をする。休憩時間中にトイレをすませ、授業中に行くことのないようにする。

(3) 飲食物、鏡、雑誌など、授業に関係がないものは机の上に出さない。

(4) スマートフォン等の電子機器は電源を切り、カバンに入れる。移動教室等でカバンがない場合は、授業担当者の指示に従う。ただしその場合も机の中にいれることは禁止とする。授業中にいかなる理由があろうとも、教員の許可なくスマートフォン等を出していたり、使用（持つ、見る、触る）したりすることは禁止とする。

(5) 授業中は騒がず、担当教員の指示に従う。

(6) 授業遅刻、無断退出、無断欠課はしない。

4 定期考査の受験について

〇考査前日まで

(1) 机の中のものはすべて持ち帰り、机の中には何も残さないようにする。

(2) 机・壁などの落書きは、すべて消しておく。

〇考査当日

(1) 遅刻をしないこと。遅れると考査を受けられないことがある。

(2) 考査開始１０分前に教室に入り、自分の席に着く。

(3) 考査は、十分準備した上で、正々堂々と受ける。

(4) 監督の先生の指示には従う。

(5) 消しゴムの貸し借り、下敷きの使用は認めない。

(6) 机の上には、筆記用具、消しゴム、ものさし及び教科から指示があったもの以外は置かない。

(7) 教科書、副読本、ノート、プリント、筆箱などはカバンに入れて、椅子の下に置く。机の中には何も入れず、空にする。

(8) 携帯電話・音楽機器、スマートウォッチなどのウェアラブル端末は、電源を切ってカバンの中に入れる。考査中の使用については、指導の対象になる。（マナーモードも不可。イヤホンもカバンの中にしまう。）

(9) 不正行為、あるいは疑われるような行為はとらない。

(10) 終わりのチャイムが鳴ったら、すぐに筆記具を置く。
(11) 指示があってから、答案用紙の回収を始める。
(12) 答案回収者（列最後尾の生徒） は、番号順に集め、3 ~4 列を重ねて監督の先生に渡す。
(13) 回収にあたらない生徒は、起立の指示があるまでは、自分の席に座ったまま待機する。

○その他

(1) 考査途中に空き時間がある場合は、予鈴が鳴るまでに、速やかに待機教室（視聴覚室）へ移動し、静かに自習する。考査が終了した生徒は速やかに下校する。
(2) 学力診断テスト等を受けるときもこれに準ずる。

5 その他の学校活動について

(1) 食堂の利用について
① 休み時間以外での食堂の利用は禁止する。
② 体育館や特別教室など､HR 教室以外への飲食物の持ち込みは禁止する。

(2) アルバイトは学業や学校行事・クラブ活動等に専念するため原則禁止とする。しかし、やむをえず必要とする場合は保護者とよく相談し、担任に届け出る。ただし、学業に専念できていないと判断できる場合は禁止することがある。
(3) コンクールや大会等で優秀な成績を修めた者は個人・団体を問わず表彰される。
(4) 学校に不必要なものや高額のお金などは持ってこない。やむをえず持ってきた貴直品は各自のロッカーに施錠して入れておくか、体育館１F のコインロッカーを使用するなど自己管理をしっかり行う。

コインロッカー使用規定

・使用料金は１回 100 円。（使用後鍵を差し込むと料金は戻ってきます。）
・使用期間は使用当日の登校時～下校時
・使用開始後１週間たって開錠されない場合は開錠後中身を一旦保管します。
・保管後１ヶ月経っても引き取りのない場合は廃棄処分します。（なお、その際使用料 100 円は没収します。）
・鍵を紛失した場合、錠の交換費用 2, 100 円を徴収します

6　特別指導について

次のような行為があった場合は、別室での指導を含む段階指導の対象となる。授業の中抜け、無断早退、呼び出し拒否、授業妨害、頭髪違反、注意を受ける行為が重なった場合、飲酒行為および同席、喫煙行為および同席、考査時や提出物での不正行為、暴力行為および誘発する行為やその取り巻き、制服を着用しての単車、車等の運転、学校にかかわる場所への単車や車の運転、窃盗行為、器物破損行為、対教師暴言、薬物使用、指導に従わず威嚇、度重なる段階指導、その他審理委員会で指導の対象と認めた行為。